

論点整理案(たたき案)

1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈: 肖像権

(注) 青字・赤字: 議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考			
1	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈	肖像権	取得	<p>論点1. みだりな撮影か 実証実験のステップ1実験、ステップ2実験での撮影が、以下の観点からみだりな撮影に該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮影の場所 ・撮影の同意 ・撮影対象(顔、服装等、歩容など) 	<p>1. ステップ1実験(確認) 被撮影者の事前の同意を得て撮影を行うため、みだりな撮影にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験 (要整理) 以下の観点から、みだりな撮影に該当し、形式的には肖像権を侵害するとも考えられると、言えるか。</p> <p>① 撮影対象が通路・広場を通行する一般の利用者であり、全ての利用者から明示的に同意を得ることや、利用停止することは現実的には困難。</p> <p>② 撮影対象には利用者の容ぼう、姿態が含まれる。 【参考】 最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁</p> <p>【意見1-1】 以下の理由より、肖像権の侵害は認められない。</p> <p>① 揮発性メモリ上にごく短時間画像データが保存され消去される機械的プロセスについては、法規範的にみて、「撮影」に該当するとは解されない。</p> <p>② 本件における肖像権の侵害はないか、仮にあるとしても、極めて些細なものであって、社会生活を営む上で容認されるべき範囲に属する。</p>		
2				<p>論点2. 違法性阻却事由に該当するか(適法か) 論点1のみだりな撮影に該当する場合、以下の観点から、適法か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問の自由 ・被撮影者の社会的地位 ・被撮影者の活動内容 ・撮影の場所 ・撮影の目的 ・撮影の態様 ・撮影の必要性 	<p>1. ステップ1実験(確認) なし。(論点1により、みだりな撮影にあたらぬため)</p> <p>2. ステップ2実験(要整理) 本実験は、<u>災害発生時の安全対策に活用できる人の流れに関するデータをICT技術を用いて取得可能か検証するため、公的研究機関であるNICTが行うICT技術に関する研究目的の実験であると、言えるか。</u> また撮影情報は、その後の解析処理後に消去され、保持時間が10秒以内と短く、揮発性メモリ上にのみ存在し、人が閲覧する機会も無いことから、<u>肖像権の侵害はないか、仮にあるとしても、その程度は低く、社会生活を営む上で受忍すべき範囲と考えられると、言えるか。</u></p> <p>【意見2-1】 学問の自由により違法性が阻却される。 【意見2-2】 研究目的により違法性が阻却される。</p>		
3				<p>(取得に関する論点のまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活上の受忍限度内か 	<p>1. ステップ1実験(確認) みだりな撮影にあたらぬため、肖像権の侵害にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験(要整理) (論点1により)みだりな撮影に該当し、形式的には肖像権を侵害している可能性が否定できない。この点については商店街等が街頭に設置している多くの監視カメラにおいても同じである。しかしながら論点2のとおり、<u>本実験は公的研究機関が行うICT技術に関する研究目的の実験であり、実験目的その他取得映像の扱いを総合的に考慮すれば、社会生活上の受忍すべき範囲内と考えられ、本実験に関して言えば違法性はないと、言えるか。</u></p>		
4				利用	肖像権について利用の観点からの論点はない	(なし)	
5				提供	ステップ1実験、ステップ2実験で、撮影映像は公開されないため、提供の観点からの論点はない	(なし)	

論点整理案(たたき案)

1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈: プライバシー権(1/2)

(注) 青字・赤字: 議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考	
6	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈 プライバシー権	取得	<p>論点1. みだりな取得か 実証実験のステップ1実験、ステップ2実験で取扱う情報が、みだりに取得され、作成されていないか。</p> <p>① 撮影情報 ② Work-ID ③ 特徴量情報(注) ④ 集計用ID(注) ⑤ 移動経路情報(注) ⑥ 人流統計情報</p> <p>(注) 歩行者検知解析の場合には、③特徴量情報、④集計用ID、⑤移動経路情報は作成されない。</p>	<p>1. ステップ1実験(確認) 被撮影者の事前の同意を得て撮影を行うため、みだりな取得にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験(歩行者検知解析の場合は、下記①、④のみ)(要整理)</p> <p>① 撮影情報: みだりな取得に該当し、形式的にはプライバシー権を侵害すると認められるか。個人を識別できる情報であること、また、オプトイン・オプトアウトが困難と考えられるため。</p> <p>② Work-ID: ①に同じ。</p> <p>③ 特徴量情報: みだりな取得に該当し、形式的にはプライバシー権の侵害すると認められるか。撮影情報の解析から生成される情報であり、個人を識別できる情報であること、また、オプトイン・オプトアウトが困難と考えられるため。</p> <p>④ 集計用IDと⑤ 移動経路情報: みだりな取得に該当し、形式的にはプライバシー権を侵害すると認められるか。特徴量情報から同じ特徴量情報に集計用IDを付与し、移動経路情報はこのID毎に情報を集約した情報であり、特定の個人の移動経路を含み、識別性を有すると、言えるか。 (注: 移動経路情報とともに保持される性別、年齢(世代単位)情報は、撮影情報より解析された結果であり、誤差を含む可能性がある)。</p> <p>⑥ 人流統計情報: プライバシー権の侵害にはあたらないか。 移動経路情報を場所の観点から統計解析した情報であり、個人を識別する情報を含まず、また、個人の移動経路を追跡することはできないため。</p> <p>【意見6-1】</p> <p>① 「特徴量情報」取得によりプライバシー権を侵害する。 (同一の特徴量情報を持つ特定の個人を識別することが可能であり、これをもとに、承諾なく個人の行動履歴を把握することが可能である)</p> <p>② 移動経路作成によりプライバシー権を侵害する。 (特定人物を追跡し、その移動経路を記録するものであるから、みだりに追跡されず、その移動経路を記録されない権利を侵害する)</p> <p>③ 歩行者検知解析によるプライバシー権の侵害はない。 (その人の特徴を一切把握せず、頭数を数えるのみであるため)</p> <p>④ 人流統計情報の第三者提供によるプライバシー権の侵害はない。 (統計処理され、適切な匿名化が施されているため、特定人の移動経路を識別することができないため)</p> <p>(注) 上記意見には、利用、提供を含む。</p>	

論点整理案(たたき案)

1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈: プライバシー権(1/2)

(注) 青字・赤字: 議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類		論点	議論	備考	
7	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈	プライバシー権	取得	<p>論点2. 違法性阻却事由に該当するか(適法か)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点1のみだりな取得に該当する場合、以下の観点から、適法か。 ・学問の自由 ・研究目的 ・実施内容と研究目的との合理的関連性 ・方法の正当性 ・被侵害利益との利益衡量等の観点 	<p>1. ステップ1実験(確認)</p> <p>なし。(論点1で、みだりな撮影にあたらないため)</p> <p>2. ステップ2実験(要整理)</p> <p>① 学問の観点及び研究目的</p> <p>本実験は、災害発生時の安全対策に活用できる人の流れに関するデータをICT技術を用いて取得可能か検証するため、公的研究機関であるNICTが行うICT技術に関する研究目的の実験であり、その目的は正当であると、言えるか。</p> <p>② 実施内容と研究目的との関連、方法の正当性</p> <p>「顔解析」「歩容解析」「マルチモーダル解析」を実施して、当該利用客毎の「特徴量情報」を抽出し、同一の特徴量情報をもとに、個人人物の移動経路を記録する。また、歩行者検知解析の場合には、特徴量情報や集計用ID、移動経路情報を作成せず、人流統計解析を行う。これらは、実環境下における人流統計解析技術等の実用性を実証的に検証する目的のために必要な実施内容であり正当な方法であると、言えるか。</p> <p>③ 被侵害利益と利益衡量等</p> <p>本実験の実施にあたっては事前の告知が予定されていること、撮影情報、Work-ID、特徴量情報、集計用ID、移動経路情報も解析処理終了時に短期間に消去されることから、<u>個人の権利侵害は必要最小限であり、研究目的に対し受忍すべき範囲内であると、言えるか。</u></p> <p>【意見7-1】 学問の自由により違法性が阻却される。</p> <p>【意見7-2】 研究目的により違法性が阻却される。</p> <p>【意見7-3】 本実証実験が個人のプライバシー権を違法に侵害すると認められない。</p> <p>① 正当な研究目的に基づく場合において、その実施内容と目的との合理的関連性、方法の相当性、被侵害利益との利益衡量等の観点から検討し、社会生活上容認される限度内と認められ、不法行為は成立しない。(プライバシー権を違法に侵害しない)</p>	
8				<p>(取得に関する論点のまとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会生活上受忍限度内か 	<p>1. ステップ1実験(確認)</p> <p>みだりな取得にあたらないため、プライバシー権の侵害にあたらない。</p> <p>2. ステップ2実験(要整理)</p> <p>(論点1により)形式的にはプライバシー権を侵害している可能性が否定できない場合、この点については商店街等が街頭に設置している多くの監視カメラにおいても同じであると、言えるか。また、論点2の観点から、本実験は公的研究機関が行うICT技術に関する研究であり、実験目的その他取得映像の扱いを総合的に考慮すれば、<u>社会生活上の受忍すべき範囲内と考えられ、本実験に関して言えば違法性はないと、言えるか。また、差し止め対象になるかどうかの議論があるが、上記理由より違法性がないため、対象とならないと、言えるか。</u></p>	

論点整理案(たたき案)

1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈: プライバシー権(2/2)

(注) 青字・赤字: 議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考		
9	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈	プライバシー権	利用	<p>論点1. 解析(識別性があるか)</p> <p>・特徴量情報を移動経路情報の作成のために利用し、解析後消去する。</p> <p>(注) 歩行者検知解析の場合、特徴量情報は作成されないため、本論点は該当しない。</p>	<p>1. ステップ1実験(確認)</p> <p>被撮影者の事前の同意を得て撮影を行うため、プライバシー権の侵害にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験(要整理)</p> <p>① 特徴量情報: 識別性ありで、良いか。</p> <p>② 集計用IDと移動経路情報: 識別性ありで、良いか。</p> <p>【意見9-1】 意見6-1①(再掲) (「特徴量情報」取得によりプライバシー権を侵害する。 (同一の特徴量情報を持つ特定の個人を識別することが可能であり、これをもとに、承諾なく個人の行動履歴を把握することが可能である)</p>	
10				<p>論点2. 追跡(識別性があるか)</p> <p>・集計用IDと特徴量情報を用いて利用者の通過地点把握を行う。</p> <p>(注) 歩行者検知解析の場合、通過点把握は行わないため、本論点は該当しない。</p>	<p>1. ステップ1実験(確認)</p> <p>被撮影者の事前の同意を得て撮影を行うため、プライバシー権の侵害にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験(要整理)</p> <p>① 特徴量情報: 特徴量情報を比べることにより、複数の特徴量情報から移動経路を追跡できる。識別性ありで、良いか。</p> <p>② 集計用IDと移動経路情報: 個人の移動経路を含む。識別性ありで、良いか。</p> <p>【意見10-1】 意見6-1②(再掲) (②移動経路作成によりプライバシー権を侵害する。 (特定人物を追跡し、その移動経路を記録するものであるから、みだりに追跡されず、その移動経路を記録されない権利を侵害する)</p>	
11				(利用に関する論点のまとめ)	<p>1. ステップ1実験(確認)</p> <p>被撮影者の事前の同意を得て撮影を行うため、プライバシー侵害にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験(要整理)</p> <p>① 特徴量情報: 識別性を有し、複数の特徴量情報から個人の移動経路を追跡することができ、<u>形式的にはプライバシー権の侵害が認められるか。</u></p> <p>② 集計用IDと移動経路情報: 識別性を有し、特徴量情報を集約して解析された個人の移動経路情報であり、<u>形式的にはプライバシー権の侵害が認められるか。</u></p> <p>以上のとおり、形式的にはプライバシー権を侵害している可能性が否定できない場合、これらの情報は利用後適切に消去され個人識別の危険性が低いこと、また、本実験は公的研究機関が行うICT技術に関する研究目的であり、研究目標も公的に高い有用性を有していることから、<u>実験目的その他取得映像の扱いを総合的に考慮すれば、社会生活上の受忍すべき範囲内と考えられ、本実験に関して言えば違法性はないと、言えるか。</u></p> <p>なお、歩行者検知解析の場合、特徴量情報、集計用ID、移動経路情報を作成しないため、利用に関する論点は該当しない。</p>	
12					①私生活をみだりに公開していないか	(確認)ステップ1実験、ステップ2実験とも、撮影映像、Work-ID、特徴量情報、集計用ID、移動経路情報、人流統計情報は公開されないため、提供(公開)の観点からの論点はないと、言ってよいか。
13		②人流統計情報は施設管理者へ提供する(妥当な匿名化措置)	<p>1. ステップ1実験(確認)</p> <p>人流統計情報を施設管理者へ提供する可能性があるが、識別性のない統計情報であること。また、事前の同意を得て提供するものであることから、プライバシー権の侵害にあたらぬ。</p> <p>2. ステップ2実験(要整理)</p> <p>人流統計情報を施設管理者へ提供するが、利用目的を限定しており、また、識別性のない統計情報であることから個人の移動経路を追跡することができないため、<u>プライバシー侵害にはあたらないと、言えるか。</u></p> <p>【意見13-1】 意見6-1④(再掲) ④人流統計情報の第三者提供によるプライバシー権の侵害はない。 (統計処理され、適切な匿名化が施されているため、特定人の移動経路を識別することができないため)</p> <p>(継続検討が必要な項目)</p> <p>・妥当な匿名化措置(統計化、k-匿名化)</p>			

論点整理案(たたき案)

1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈： 独立行政法人個人情報保護法

(注) 青字・赤字：議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考
14	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈 独立行政法人個人情報保護法	論点1. 保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か(注2) ※Work-IDや集計用IDも保有個人情報となるか ※特定の個人を識別できない情報を保有個人情報とする場合、保有個人情報に対する開示・訂正・利用停止は、現実には実現困難である。この場合の対象方法について。	1. ステップ1実験 (確認) 撮影情報、Work-ID、特微量情報、集計用ID、移動経路情報は、個人情報であり、かつ法人文書であるため保有個人情報に該当する。保有個人情報に対する開示・訂正・利用停止の請求対象となり得る。 2. ステップ2実験 (確認) 撮影情報、Work-ID、特微量情報、集計用ID、移動経路情報は、個人情報であるが、法人文書ではないため、保有個人情報に該当しない。 【意見14-1】 個人情報を取得している(撮影情報、Work-ID、特微量情報、集計用ID)。ただし、保管期間は短い。移動経路情報の経路から個人を識別できる平均確率は低い。 【意見14-2】 「撮影画像」「特微量情報」及び「移動経路情報」は、「個人情報」に該当する。消去された後の「撮影画像」「特微量情報」及び「移動経路情報」は、「保有個人情報」にはあたらない。 【意見14-3】 ステップ1、ステップ2実験とも、Work-ID、特微量情報、集計用ID、移動経路情報は個人情報でないとの解釈もあり得る(ため、両論併記とすべき?)。 【意見14-4】 NICTが取得する画像情報は、10秒以下で削除されるものではあるが、決定権限を有している以上、形式的には「保有」に該当すると考えられる。これを前提とすると、当該画像を用いて情報を解析することは「利用」に該当する。	
15		論点2. 個人情報として利用目的を特定しているか(第3条)	1. ステップ1実験 (確認) 利用目的を特定している。 2. ステップ2実験 (確認) 利用目的を特定して実験を行うと、言えるか。 (実験目的:大規模災害時の避難誘導等の安全対策に活用できる人の流れに関するデータをICT技術を用いて取得可能かどうかを検証するためののみ利用)	
16		論点3. 適正な取得か(第5条)	1. ステップ1実験 (確認) 被撮影者の事前の同意を得て行い、偽りその他の不正な取得を行っていない。 2. ステップ2実験 (確認) 実験施設での事前予告や公表後、実験を実施し、偽りその他の不正な取得を行わないと、言えるか。 【意見16-1】 本実証実験の目的が正当であり、その実施内容と目的との合理的関連性、方法の相当性、被侵害利益との利益衡量等の観点から検討し、社会生活上容認される限度内と認められることは前述の通りであるから、独立行政法人等個人情報保護法上の検討においても、「偽りその他の不正の手段」による取得とは認められない。 【意見16-2】 取得する情報を個人情報であり、撮影自体について、利用者が容易に認識できる方法で周知しなければ、隠し撮りに近い態様になる可能性があるため、周知方法の十分な工夫が必要となる。 ※第4条(利用目的の明示)では、本人から直接書面(電磁的記録を含む)に記録された個人情報を取得する場合の利用目的の明示を定めているが、本実験の場合における取得方法については定められていない。	
17		(取得に関する論点のまとめ)	1. ステップ1実験 (確認) 個人情報の取得に関して独立行政法人個人情報保護法(以下、保護法)に則り、論点2、論点3の必要な措置を講ずる予定である。 2. ステップ2実験 (確認) 個人情報の取得に当たり、保護法に則り、論点2、論点3の必要な措置を講ずる。	

論点整理案(たたき案)

1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈： 独立行政法人個人情報保護法

(注) 青字・赤字：議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考	
18	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈	独立行政法人個人情報保護法	利用	論点1. 正確性の確保や安全確保の措置を講じているか(第6条、第7条)	1. ステップ1実験 (確認) 安全確保の措置を講じる。 2. ステップ2実験 (確認) 安全確保の措置を講じる。 (注: ステップ2実験は保護法対象外だが、同法に準じ必要な措置を講ずる) 【意見18-1】 十分な安全管理措置が取られており、個人情報漏洩の危険性は小さい。
19				論点2. 目的外利用はないか(第9条) ※第9条2項: 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用の例外規程	1. ステップ1実験 (確認) 目的外利用を行わない 2. ステップ2実験 (確認) 目的外利用を行わない 【意見19-1】 消去される前の「撮影画像」「特徴量情報」及び「移動経路情報」は、利用目的以外の利用は予定されていないし、提供予定もないことから、適切な情報管理がなされている限り、同条項に違反するとは認められない。 【意見19-2】 (第9条2項第1号(本人の同意があるとき))92台のカメラを設置して追跡を行い、取得した情報を解析するという行為態様から見ても、黙示的な同意を取得することは困難であり、法的な有効性も認めがたい。
20				(利用に関する論点のまとめ)	1. ステップ1実験 (確認) 上記論点1、論点2のとおり 2. ステップ2実験 (確認) 上記論点1、論点2のとおり
21				論点1. 人流統計情報が保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か	1. ステップ1実験 (確認) 人流統計情報は、個人を識別する情報を含まないため個人情報ではなく、保有個人情報にあたらない。 2. ステップ2実験 (確認) 人流統計情報は、個人を識別する情報を含まないため個人情報ではなく、保有個人情報にあたらない。
22	提供	論点2. 提供情報に対して目的外利用はないか(第9条) ・統計の作成目的(例外) ・学術研究目的(例外) ※権利侵害があるが、学問の自由により適法となる場合、その研究成果である人流統計情報を第三者に提供してよいか。 ※人流統計情報が保有個人情報である場合、利用目的以外の目的での提供はしてはならないが、統計の作成又は学術研究目的の場合は提供することができる(保護法第9条2項4号)。	1. ステップ1実験、ステップ2実験(確認) 人流統計情報を施設管理者に提供するが、人流統計情報が保有個人情報でないため、保護法第9条2項4号の例外規定を考慮する必要はない。(なお、情報の提供に当たっては、提供目的以外の利用は行わないよう制約するとしている) (ステップ2実験) 【意見22-1】 人流統計情報は、保有個人情報でないため、保護法第9条には違反しないため、施設管理者に提供しても同条項の違反にならない。 【意見22-2】 権利侵害があり、研究目的であれば実験はすれすれ認められるが、統計情報を研究目的として防災に利用できるまで検証するために提供するのであればよいが、それ以外の利用目的であれば、認められない。また、研究目的以外の利用がいけないのか、営利目的など特定の目的がいけないのかの議論が必要である。 【意見22-3】 本実証実験2で取り扱われる情報は、顔画像など機微性の高い情報といえるが、人流統計情報に処理されることによって、特定個人の識別性は相当程度低減されるといえる。それでもなお個人情報に該当すると考えた場合でも、この事案の示した要件を参考にすると、提供を適法とすることも不可能ではない。 【意見22-4】 (保護法第9条2項4号に対して)本実証実験の目的は、大規模災害時の避難誘導等の安全対策に活用することであり、公益性は存在する。問題は「特定個人が識別できない形で用いられるのが通常である」という点であるが、本委員会は、個人を再識別する可能性は低いと判断する。		
23	論点3. 特定の個人を識別できる恐れはないか(k-匿名性)	1. ステップ1実験、ステップ2実験(確認) 人流統計情報は統計化され、また、k-匿名化の処理を行うなど、特定の個人を識別できない情報であるが、情報の提供にあたっては、あらかじめ本委員会による事前確認を行うことが望ましい。 【意見23-1】 人流統計情報という統計情報になっており、少数のカウントなどを排除するk-匿名化などの特定性低減の手法を併用することで、識別を不可能にすることは容易であると判断する。提供先での個人の識別の危険性は低い。			
24	(提供に関する論点のまとめ)	(確認) 論点1、論点2より、人流統計情報は保有個人情報ではないが、提供目的以外の利用は行わないことが望ましい。また、論点3のとおり、人流統計情報として作成した統計情報の中に、特定の個人を識別できる情報が全く含まれていないことを、本委員会において、施設管理者への提供前に確認することが適当。			

論点整理案(たたき案)

2. 大綱を踏まえた整理

(注) 青字・赤字: 議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点(暫定)	議論	備考
25	2. 大綱を踏まえた整理	<p>① 保護対象の明確化及びその取扱い (個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする) (「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」より(大綱 Ⅲ 1(1)))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撮像情報 ・特徴量情報 ・移動経路情報 	<p>1. ステップ1実験(確認) 撮像情報、特徴量情報(注1)は、身体的特性に関する情報であり、移動経路情報とともに、「独立行政法人個人情報保護法」における保有個人情報として同法の規定に基づき取扱う。</p> <p>2. ステップ2実験(確認) 撮像情報、特徴量情報(注1)は、「独立行政法人個人情報保護法」における保有個人情報にあたらないが、個人の身体的特性に関する情報であり、かつ、個人を識別する情報であることから、移動経路情報とともに、取得段階でのオプトアウト手続きの導入や第三者提供するデータを特定性を低減した情報に加工すること、セキュリティ対策などの保護施策を講ずる。</p> <p>(注)4種の解析処理のうち、顔特徴量解析、マルチモーダル解析、歩容解析の場合は、撮像情報の身体的特性に基づいた解析を行うため、これらの解析結果である特徴量情報も身体的特性に関する情報となる。 もう一つの歩行者検知解析では、撮像情報の身体的特性に基づかない解析処理であり、特徴量情報は作成されない。</p>	
26		<p>取得 ／ 利用</p> <p>② 個人情報の取扱いに関する見直し (情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講じることとする。) (「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」より(大綱 Ⅲ 1(3)①))</p> <p>(参考)同大綱では、「行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータの取扱い」について以下の方向性が提示されている。 「行政機関及び独立行政法人等が保有するパーソナルデータについては、その特質を踏まえ、当該データの所管府省等との協議や関係方面からの意見聴取を幅広く行うなど、利活用可能となり得るデータの範囲、類型化及び取扱いの在り方に関し調査・検討を行う。 今回の制度改正に合わせ、国から地方公共団体に対し、必要な情報提供を行うことを検討する。」</p>	<p>1. ステップ1実験(確認) 事前に実験協力者に事前に同意を得ること、新たな施策は不要である。</p> <p>2. ステップ2実験(確認) プライバシーや肖像権の侵害の取得の際の手続きとして、オプトアウト手続きを導入するとした場合には、例えば、次のような方法も可能性としてはあり得なくもないが、現実的には難しいのではない。 ①事前に本人を識別できる情報(顔写真や歩容映像など)の提供を受け、該当情報を削除する。 ②事後に本人の経路情報(時刻と場所)の提供を受け、該当情報を削除する。</p>	
27		<p>提供</p> <p>① 個人情報の第三者提供 (個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定について、現行法の趣旨を踏まえた運用を図る) (「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」より(大綱 Ⅲ 1(3)③))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人流統計情報 	<p>(ステップ1実験、ステップ2実験)(確認) 本実証実験で提供する情報は統計情報(人流統計情報)であり、個人データの提供は行わないため、本論点には該当しない。</p>	

論点整理案(たたき案)

3. レピュテーションリスクの観点

(注) 青字・赤字: 議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考	
28	3. レピュテーションリスクの観点	取得	<p>①社会規範からの妥当性(倫理的な妥当性) 被撮影者のプライバシーや個人情報の保護の必要性を認識し、必要な措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用をしない ・実験目的等の公表 ・プライバシーポリシーの策定 ・取得映像の扱い (撮像情報の解析後の消去) ・オプトイン・オプトアウト、など 	<p>1. ステップ1実験 (確認)</p> <p>ステップ1実験では、実験協力者(被験者)の事前同意を得た者を対象とした実験であるため、肖像権やプライバシー権に係る問題は特段生じない。しかしながら、施設の一般利用者が撮影されるものではないことを、被験者のみならず、同施設の利用者に正しく理解して頂けるようにすることが必要であり、その点についての十分な配慮が必要である。</p> <p>具体的には以下の対応をすることが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実験協力者(被験者)への丁寧な説明 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の取得条件等の説明 ・対面により同意の確認(同意書への署名) ②実証実験に関する情報の公開 <ul style="list-style-type: none"> ・実験の目的と意義(成果イメージを含めて) ・実験の内容、実施時期(時間) ・情報の折扱い方針(対象情報やプライバシー保護、セキュリティ保護の観点など) ・情報提供の有無と扱い ・業務委託先業者及び共同研究機関の情報の取扱い方針 ③実証実験の実験経過の公表 	
29		利用		<p>2. ステップ2実験 (確認)</p> <p>ステップ2実験では、施設の一般利用者を対象に実験を行うことから、施設の一般利用者の理解を得ることが特に重要である。一般利用者の不安感などを十分に低減できるかが重要なポイントとなる。なお、この不安感は、用いる解析技術の違い(例えば、顔特徴量解析を行うのか、顔特徴量解析を行わず、別の解析方法のみを用いるのかなど)、あるいは、移動経路の把握を行うのか否かの違いなどによっても、その程度に差が生じるとも考えられる。</p> <p>さらには、施設管理者側にどのような情報が提供されるのかといった点にも大きく関わってくる。施設管理者に提供する情報は、特定の個人を識別できる情報を全く含まない人流統計情報ではあるが、提供の前段階で予め、特定の個人を識別できる情報が含まれていないことを、委員会として確認することが適当である。</p> <p>いずれにしても、一般利用者の理解を得られるように努めることが特に大切であることはいうまでもない。この点を踏まえるならば、例えば、ステップ2実験を行う場合には、顔特徴量解析を行わない方法や、あるいは歩行者検知技術のみ利用して身体的特徴に係る情報を取得しない、移動経路の把握は行わない範囲に留める、撮影エリアを限定し一部に留めるなども、可能性としては考えられるが、選択する実験方法が、施設の一般利用者の理解が十分に得られるものであるか否かを慎重に検討し、その上で実施方法を判断すべきである。</p> <p>あるいは、一般利用者が被撮影者とはならず、かつ、被撮影者のオプトイン及びオプトアウトが実施可能である実験(一般利用者が施設を利用しない時間帯に行う実験)だけに留め、それ以外(ステップ2実験)については、一般利用者の理解が十分に得られるかなども含め、引き続き慎重に検討を進めていくという判断もあり得る。</p>	
30		提供		<p>【意見28-1】</p> <p>本実証実験は民法及び独立行政法人等個人情報保護法には違反しないとの結論を得たところであるが、他方、本実証実験が、マスコミや市民団体によりさまざまな疑念を指摘されたうえ、「個人情報やプライバシー保護との関係など慎重に検討する」ことを求める地元市議会の決議にまで至ったことも、また事実である。この事実を照らせば、NICTは、本実証実験のプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment)を結果として誤ったとの批判や、独立行政法人情報通信研究機構法に基づき設立された公的団体としての説明責任を果たしていない、との批判を免れないであろう。</p> <p>したがって、NICTは、本実証実験を実施するに際しては、説明責任を尽くすとともに、信頼を回復するため必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>(事前の説明／オプトイン／実験内容の公開／セキュリティ／提供情報の匿名化／第三者提供／ステップ1実験)</p>	

論点整理案(たたき案)

3. レピュテーションリスクの観点(つづき)

(注)青字・赤字:議論未整理又は未確認等により、重点的に検討すべきと思われる事項

項番	論点の分類	論点	議論	備考
28	3. レピュテーションリスクの観点	取得	<p>【意見28-2】 本実証実験で取扱う撮影情報、特徴量情報は個人の身体的特性に関する個人情報であることには変わりはなく、研究機関としての信頼を高め、利用者の不安を排除するために、実験の実施の際には、以下に留意すること。</p> <p>(1) 撮影情報、特徴量情報、移動経路情報の漏えい等のリスク対策、システムの安全管理措置の実施、定期的な監査を行なう。</p> <p>(2) 個人識別の危険性について説明責任を果たすこと。ステップ1については被験者に十分な説明した上で同意を得ること。ステップ2については、実験実施の事前に、実験計画ならびに実験目的と提供先での利用目的を通知して理解を求め、得られた学術的な成果については積極的に公開すること。</p> <p>(3) その上で、自身の情報の利用停止を求める利用者に対しては、解析データから排除する為の技術的な方策を検討すること。</p> <p>(4) 以後も同様の個人情報に係わる学術研究を円滑に実施するため、組織としてのプライバシーポリシーを公開し、実験実施のための手順やチェックリストを定めること。</p>	
29		利用		
30		提供		

(参考)委員会の検討ポイント

- 本実証実験での情報の取扱いに関し、権利侵害と現行法での解釈、大綱を踏まえた整理、レピュテーションリスクの観点から整理する。

	ステップ2実験での情報の取扱い	1. 個人への権利侵害の観点及び現行法での解釈			2. 大綱を踏まえた整理(注1)	3. レピュテーションリスクの観点
		肖像権	肖像権以外のプライバシー権	独立行政法人個人情報保護法		
検討	取得 1. 撮像情報 (概要は省略) 2. Work-ID (概要は省略) 3. 特微量情報 (概要は省略) 4. 集計用ID (概要は省略) 5. 移動経路情報 (概要は省略)	①みだりな撮影か ・撮影の場所 ・撮影の同意 ・撮影対象(顔、服装等、歩容など) ②違法性阻却事由に該当するか(適法か) ・学問の自由 ・社会生活上受忍限度内か(注3) ・被撮影者の社会的地位 ・被撮影者の活動内容 ・撮影の場所 ・撮影の目的 ・撮影の態様 ・撮影の必要性 特に、場所と態様の観点	①私生活に介入していないか ・撮影の場所 ・撮影の同意 ・撮影対象(顔、服装等、歩容など) ②違法性阻却事由に該当するか(適法か) ・学問の自由 ・社会生活上受忍限度内か(注3) ・被撮影者の社会的地位 ・被撮影者の活動内容 ・撮影の場所 ・撮影の目的 ・撮影の態様 ・撮影の必要性 特に、場所と態様の観点 ③差し止められるか(注4)(注5) ・社会生活上受忍限度内か	①保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か(注2) ②個人情報として利用目的を特定しているか(第3条) ③適正な取得か(第5条)	①保護対象の明確化及びその取扱い (個人の権利利益の保護と事業活動の実態に配慮しつつ、指紋認識データ、顔認識データなど個人の身体的特性に関するもの等のうち、保護の対象となるものを明確化し、必要に応じて規律を定めることとする) (「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」より) ・撮像情報 ・特微量情報 ・移動経路情報 ②個人情報の取扱いに関する見直し (情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講じることとする。) ②個人情報の取扱いに関する見直し (情報が集積、突合及び分析等されることにより、本人が認知できないところで特定の個人が識別される場合における、個人情報取扱事業者がとるべき手続等について、必要な措置を講じることとする。) ②目的外利用はないか(第9条)	①社会規範からの妥当性(倫理的な妥当性) 被撮影者のプライバシーや個人情報の保護の必要性を認識し、必要な措置を講じた。 ・目的外利用をしない ・実験目的等の公表 ・プライバシーポリシーの策定 ・取得映像の扱い (撮像情報の解析後の消去) ・オプトイン・オプトアウト、など
	利用(解析処理) 3. 特微量情報(再掲) (概要は省略) 4. 集計用ID(再掲) (概要は省略) 5. 移動経路情報(再掲) (概要は省略)	(特微量情報の解析の時点で撮像情報を消去する) -	①解析(識別性があるか) ・移動経路情報を作成するために利用し、解析後消去する。	①正確性の確保や安全確保の措置を講じているか(第6条、第7条) ②目的外利用はないか(第9条)	(注1)「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(平成26年6月24日)より (注2)「解説 行政機関等個人情報保護法」(総務省行政管理局)p.14 (注3)最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁 (注4)最判平成14年9月24日(「石に泳ぐ魚」事件) (注5)最判平成10年11月12日判例集未登載、大阪地裁判決平成6年4月27日判例時報1515号116頁(大阪あいりん地区防犯カメラ事件)	
	提供 6. 人流統計情報 ・移動経路情報を集計した情報 ・集計方法:経路別の人数を集計 ・集計者:NICT ・データ項目:経路、時刻、移動人数 ・保管場所:サーバ上 ・保持時間:利用終了時まで ・使用目的:災害対策での有効性評価 ・提供先:施設管理者	(特微量情報の解析の時点で撮像情報を消去する) - ※(取得、提供)撮像情報に匿名性はあるか(暗号化など)	①私生活のみだりに公開していないか ・撮像情報は解析のみに使用し、不特定多数への公開はない。 ②人流統計情報は施設管理者へ提供する(匿名化、k-匿名性のk値の妥当性) ※(取得、利用、提供)匿名化によるプライバシー侵害の有無	①保有個人情報に該当するか(第2条) ・法人文書か ・開示、訂正、利用停止の請求の対象か(注2) ②提供情報に対して目的外利用はないか(第9条) ・統計情報(例外) ・学術研究目的(例外) ③特定の個人を識別できる恐れはないか(k-匿名性)	①個人情報の第三者提供 (個人データの第三者提供におけるオプトアウト規定について、現行法の趣旨を踏まえた運用を図る)(「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」より) ・人流統計情報	